

障がい者支援施設

くるみ邑美園 短期入所

電話 0855-95-0327
FAX 0855-95-1991
メール kurumi@ohtv.ne.jp

短期入所とは

自宅で障がいのある方を介護や支援をしている方が疾病やその他の理由により一時的に介護、支援が困難になった場合に、障がいのある方が短期間施設に入所し入浴、排泄、食事などの介護やその他必要な支援を利用することができるサービスです。また、このサービスは介助者にとってのレスパイトサービス（休息）としての役割を担っています。

利用可能な方

ご利用には「障害福祉サービス受給者証」が必要です。各市町村の障がい者福祉担当窓口へお申し込みください。また、利用前にくるみ邑美園との短期入所利用契約が必要です。空床型のため満床の場合は利用できません。

運営方針

自宅で障がいのある方を介護や支援している方が疾病やその他の理由により一時的に介護や支援が困難になった場合に、障がいのある方に短期間入所していただき、入浴、排泄、食事等の必要なサービスを適切に提供致します。

利用される方の意思及び人格を尊重し利用される方の立場にたったサービスの提供に努めます。

日課（平日の日課）

時間	日課	摘要
7:00	起床	
7:45	朝食	投薬（該当者）・歯磨き
8:45	掃除	
9:30	ミーティング	検温・整容・作業内容伝達
10:00	日中活動開始	作業班毎に活動
11:30	日中活動終了	
12:00	昼食	投薬（該当者）・歯磨き
13:00	日中活動開始	作業班毎に活動
15:00	ティータイム	
16:00	日中活動終了	
	入浴・余暇時間	身体状況等に応じて 13:30～入浴
18:00	夕食	投薬（該当者）・歯磨き
19:00	ティータイム	
	余暇時間	
20:00	投薬	該当者のみ。
21:00	消灯・就寝	

利用申し込みから短期入所までのながれ

相談受付

まずはお気軽にご相談ください。
利用される方の状況や必要性を確認し見学や面接の日程調整をさせていただきます。



事前見学

ご本人、ご家族様等で見学して頂きます。
見学後に利用についてご相談させていただきます。（ご本人の状況により希望に添えない場合があります）



申請手続

市町村の障がい福祉担当窓口で申請手続を行い、障害支援区分の認定を受けてください。



利用契約

短期入所事業のご利用開始にあたり、サービス内容の説明とご契約をさせていただきます。障害福祉サービス受給者証、印鑑をご持参ください。



利用開始

利用当日に健康状況等を確認させて頂いたうえで、ご利用開始となります。
利用料金は月末締めで翌月に請求させていただきます。

利用料金

種 類	内 容
サービス利用料金 (短期入所を利用された料金です)	所得に応じて負担上限月額が設定されていますので、設定された金額以上の負担はありません。
食費	朝食 250 円 (150 円)・昼食 560 円 (350 円) 夕食 620 円 (370 円) 一日当り 1,430 円
光熱水費	一日当り 329 円
その他	実費

※お手持ちの障害福祉サービス受給者証に食事提供体制加算が該当になっている場合は食費が()の金額になります。